

第1章 第一次世界大戦とは何であったのか

吉川 元

はじめに

第一次世界大戦とは何かについて語る前に、まずは戦争の一般的定義、戦争の目的について語ることから始めよう。戦争とは、プロイセンの軍人カール・フォン・クラウゼヴィッツの良く知られている定義によれば、「他の手段をもつてする政治の延長」(『戦争論』)である。外交交渉で紛争が解決しないとき、軍事力によって「敵の軍事力を弱めること」(サンクト・ペテルブルグ宣言)というのが、昔ながらの戦争目的であった。戦争を国際紛争解決のための政治の延長に位置付けられていたクラウゼヴィッツ的な戦争観は、二〇世紀前半まで国際社会で共有された戦争観である。そのことは、例えば、戦争を禁止した不戦条約(ケロッグ・ブリアン条約、一九二八年)の取り決めに次のような一節があることから明らかであろう。「締約国は、国際紛争解決のために戦争に訴えることを非難し、かつその相互関係において国家政策手段としての戦争を放棄する」(不戦

条約第一条)。戦争放棄を定めた日本国憲法第九条にも、同様の趣旨を反映した規定がある。「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する」。

戦争には、その形態（様式）に応じて伝統的に二通りの呼び名がある。一般に「戦争」というとき、それは資源の確保、領土の拡張、あるいは海外利権の確保のための侵略戦争を意味した。この種の戦争の講和（和平）では、戦勝国は敗戦国から領土割譲を迫り、戦後賠償の取り立てを伴うのが常である。また一九世紀中葉から産業革命を機に軍事技術革命が戦争の機械化をもたらした結果、軍事力で圧倒的に勝る欧州列強が植民地戦争（侵略戦争）によって一気に非欧州世界を制覇することができた。一方、宗教マイノリティや民族マイノリティ保護といった人道目的で行われる戦争は侵略目的で行われる戦争ではないことから、人道的干渉と呼ばれてきた。今でいうところの国際干渉戦争である。

戦争が禁止されるまでの二〇世紀前半まで、戦争の当否を問わない無差別戦争観が支配した。無差別戦争観のもとでは、戦争の手続きを定めた戦争法（戦時国際法）を順守する限り戦争は合法であった。二度にわたるハーグ平和会議で「文明国間の戦争」の慣

習が戦争の規則（戦争法）として法典化されたことは広く知られている。第一回ハーグ平和会議（一八九九年）では、国際紛争の平和的解決の方法を規定した国際紛争の平和的処理条約、毒ガス禁止宣言、ダムダム弾禁止宣言など、戦争の実践方法に関する条約や宣言を採択した。第二回ハーグ平和会議（一九〇七年）では、「理由を付したる開戦宣言」または条件付きの最後通牒による事前通告なしには戦争を始めてはならないことを取り決めた開戦に関する条約を採択した。陸戦の法規慣例に関する条約の付属書では、戦闘の様式について具体的に取り決められた。戦闘行為の禁止事項として、毒または毒を施した兵器の使用、降伏する者に対する殺傷、不必要な苦痛を与える兵器の使用、敵国の財産を破壊し、押収することの禁止（以上、第二三条）、砲撃の禁止対象として、無防備の都市、村落、住宅、または建造物に対する攻撃または砲撃の禁止（第二五条）、砲撃対象の制限として、軍事目的に使用されていない限り宗教、芸術、学術などの建造物、歴史上の記念建造物、病院などに損傷を与えないよう手段を尽くさねばならない（第二七条）ことも取り決められた。

第一次世界大戦とはどのような戦争であったのか。それまでの伝統的な戦争とは何が異なるのか。第一次世界大戦は、現代の起点としてどのような転換をもたらしたのか。

なぜ「欧州の火薬庫」と呼ばれたバルカン半島で世界大戦が勃発したのか。そもそもこの時期に、なぜ世界大戦に発展したのか。

1 大戦前夜―国際平和を脅かす民族問題

(1) なぜ民族問題が戦争原因になるのか

「民族の世紀」と約言される一九世紀の欧州には、資源確保または領土拡張の目的の帝国主義の侵略戦争と民族統合または民族独立を目的とする民族戦争が発生している。民族の戦争は、バルカン半島を中心に発生している。オスマン帝国の力が衰退し始めるとギリシャの独立（一八三二年）を皮切りにバルカン半島に民族の独立が始まる。民族が入れ子状態にあるバルカン半島では国境線をめぐる民族紛争も発生した。特に二〇世紀に入ると、マケドニアにおけるトルコ人によるキリスト教徒の迫害を口実に、バルカン同盟（ギリシャ、セルビア、ブルガリア、モンテネグロ）がオスマン帝国に宣戦し、第一次バルカン戦争（一九一二年一〇月―一三年四月）が勃発した。第一次バルカン戦争後にはオスマン帝国からアルバニアが独立し、セルビアはコソヴォを併合する。それに伴い国境線の線引き問題が再燃し、第一次バルカン戦争の勝ち組みバルカン同盟内部で

領土分配をめぐる対立が生まれ、それがセルビア、モンテネグロ、ギリシャ対ブルガリアの第二次バルカン戦争（一九一三年六月～八月）に発展した。

二〇世紀初頭には民族紛争の防止がヨーロッパ国際社会の喫緊の課題となる。民族問題が高じて民族紛争に発展するとしても、それでは民族紛争を予防するには一体どのような方策が考えられようか。外部からの領土要求や人道的干渉の口実を断つために、また国内の民族自治や民族自決の要求を断つために、民族浄化、住民交換など民族を強制的に排除する試みが一部の国ですでに実施されていた。こうして民族対立、民族憎悪が渦巻く中、世界大戦が勃発する。

（2）世界大戦は必然であったのか

近代の大規模な戦争は、①通信技術を含め軍事技術の革新、②徴兵制による常備軍および軍官僚制の確立、③戦争を正当化し、国民を動員するイデオロギーの三要素がそろってはじめて可能になる。軍事技術革新、なかでも通信技術の革新によって遠隔地から戦争の作戦の展開や指揮・命令が可能になる。

産業革命を経た一九世紀後半、一方では欧州の軍事技術の飛躍的進歩によって欧州の

膨張が進み、他方では欧州を中心に経済活動のグローバル化が始まる。通信技術の進歩によって地球は一つに結ばれ、遠隔地からの戦争の指揮・命令も可能になった。また内燃機関の発達によって、とりわけ鉄道網の発達によって兵器も兵員も遠くまで大量に輸送することが可能になり、さらに機関銃の実用化と長距離砲の発達によって、また軍艦、潜水艦の発達によって戦争の機械化が進んだ。戦争の機械化が進むと大量の兵力を動員せねばならず、また兵器の製造に多くの国民を動員せねばならなくなった。民主化によって議会で世論が力を持つようになると、軍の近代化に必要な軍事費は高騰するが、その軍事費を確保するために来る戦争を不可避的なものとしてナシヨナリズムを高揚させねばならない。

時折しも、欧州列強は、君主制から議会制民主主義への移行期であり、国民世論の動向が国家予算の策定に影響力を持つようになりつつあった。戦争に備えて軍拡を正当化するために戦争の脅威を煽り、国民を戦争に動員するためにナシヨナリズムを煽った。また戦争の機械化は軍拡競争に拍車をかけ、勢力の均衡の様式すら変容させた。かつては勢力均衡とは兵力の均衡をはかることを意味したが、軍事技術の飛躍的進歩によって軍事力の総合的均衡をはかることを意味するようになり、勢力均衡をはかるために軍事

同盟を必要とする。大戦前夜にはドイツ、オーストリアおよびイタリアの三国同盟対イギリス、フランスおよびロシアの三国協定の軍事同盟の対立構造が出来上がっていた。こうして来る戦争は多数国間で戦われる大規模な世界大戦になるのは不可避的となっていた。

2 第一次世界大戦

(1) 戦争の概略

第一次世界大戦のきっかけは、一九一四年六月、ハプスブルク王朝の帝位継承者フランツ・フェルディナント大公夫妻がセルビア人青年によって暗殺されたサラエボ事件を機に、オーストリア・ハンガリー帝国がセルビアに対して宣戦布告したことに始まる。

この戦争は、ドイツ帝国、オーストリア・ハンガリー帝国、オスマン帝国、ブルガリア王国の四カ国に対して世界各地二八カ国が連合軍を結成し、合わせて三二カ国が参戦した初の世界大戦である。それは一般市民が戦争に動員される初の総力戦の戦争でもあった。前線で戦う兵士のみならず、武器生産と戦争の続行において、また、国民の士気高揚において、銃後の非戦闘員（一般市民）の協力が求められた。一般市民の士気をそぐ

ために市民そのものが攻撃対象にもなった。軍服を着た七千万人の兵士による四年に及ぶ長期の戦争で戦死者は千五百万人に及んだ（戦闘員犠牲者数八五〇万人、一般市民の犠牲六六〇万人）。

（2）「平和のための戦争」

第一次世界大戦では何を目的に戦われたのであろうか。アメリカが参戦する一九一七年までは世界大戦とはいえ、昔ながらの国際戦争であった。ところが一九一七年、戦争はアメリカの参戦とロシア革命によって新しい段階に入ってしまった。長引く戦争に連合国は国内世論の支持を取り付けるために「平和のための戦争」、「民主主義のための戦争」、「民族自決のための戦争」といったイデオロギー目的を追加し、その結果、世界大戦の後段ではイデオロギー戦争の様相を呈することになった。

第一次世界大戦に参戦したアメリカは「平和のための戦争」を戦争目的として掲げたのである。一見して、奇妙に映るうが、中立国のアメリカがイギリス側に立って参戦するためにはアメリカのウィルソン大統領が考案した戦争論である。ドイツが無制限潜水艦攻撃を開始し、アメリカの商船や病院船が標的となり、アメリカ市民に多数の犠牲者が

出たことを口実に、アメリカは一九一七年四月六日、対ドイツ宣戦を布告する。ところが、その前に孤立主義の傾向にあるアメリカ世論が支配する議会を説得せねばならず、そのために対ドイツ参戦を正当化する知恵を絞った。一七年四月二日、アメリカ大統領ウイルソンの議会演説にその苦慮がにじみ出ている。彼は戦争に参戦する目的を次のように述べた。すなわち、アメリカは、

ドイツの人民を敵にまわして戦おうとしているのではない。それどころか、ドイツ人民に対しては同情や友情すら感じる。……かつての不幸な時代には人民に諮られることもなく支配者が一方的に戦争を決定し、そして人民を自分たちの手足とみなしている王家のために、あるいは一握りの野心的な集団のために戦争が行われたものである。この戦争もそうした昔ながらの戦争と同じように、人民に相談されることもなく支配者の意のままに始められた戦争である。……アメリカは究極の世界平和のために戦い、ドイツ人を含め人民の解放のために戦う。国の大小を問わず、諸国の自由のために、また人民が自らの生活の方法を選ぶ権利を求めて戦う。……世界は民主主義にとって安全でなければならぬ。平和というものは、政治的自由と

いう揺ぎない基礎の上に打ち立てられなければならない。

ウイルソンの「平和のための戦争」論は、国際平和と民主的な国家統治制度とを関連づける初の平和論である。ドイツの専制独裁体制を打倒してドイツを民主化させることでドイツ人を救うという、アメリカ独自の戦争論がこの時期に編み出されたのである。このような戦争目的は、その後もアメリカの戦争論に引き継がれ、以後、第二次世界大戦の連合国の戦争目的のみならず、冷戦終結後のアメリカの対アフガン戦争、対イラク戦争にも同様の目的が引き継がれている。

(3) 戦術としての民族自決

第一次世界大戦の後段になると、ロシア革命の指導者レーニンとアメリカ大統領ウィルソンの働きかけによって戦争目的に民族解放や民族自決が追加された。レーニンの民族自決の呼びかけは、民族自決を民主主義の一形態とみなしていた当時の欧米の自由主義者の思想に呼応するもので、しかもオーストリア・ハンガリー帝国内の民族主義者やバルカン半島の民族主義者の共鳴を呼んだ。

ロシア革命後には、ドイツとロシアの休戦協定によってロシアが東部戦線から離脱するなか、一九一八年一月、ウイルソン大統領はアメリカ議会において一四カ条の原則を発表し、その中で民族境界線に基づくイタリアの国境の画定（九項）、オーストリア・ハンガリーの諸民族の「自治の発展」機会の保障（一〇項）、オスマン帝国の諸民族の「自治の発展」機会の保障（十二項）、ポーランドの独立と領土保全がある（二三項）など、民族自決主義の原則に基づく戦後処理構想を発表している。ウイルソン流の民族自決主義の宣伝は戦争を戦う術として確かに奏功した。チェコスロヴァキア、およびハンガリーが独立宣言を行い、オーストリア・ハンガリー帝国は崩壊したからである。

一方、オスマン国内の民族自決の動きは悲惨な結末を迎えた。大戦前夜からすでに民族自決を主張していたオスマン帝国領内のアルメニア人とロシア帝国領内のアルメニア人との間に民族統合の動きがあった。大戦さなかの一九一五年、オスマン帝国は東部ヴァン州でアルメニア人の反乱をきっかけにロシア国境地帯のオスマン帝国領内のおよそ百万人のアルメニア人ジェノサイドの犠牲になったのである。

3 大戦の後で——立憲主義的な国際平和創造

(1) パリ講和会議

第一次世界大戦の戦後処理を協議したパリ講和会議は一九一九年一月から六月まで開催された。第一次世界大戦の決末は、英仏米の連合軍の軍事的勝利に加え、ロマノフ朝（ロシア帝国）、ホーエンツォレルン家（ドイツ帝国）、オスマン朝（オスマン帝国）、及およびハプスブルク王朝（オーストリア・ハンガリー帝国）の崩壊を伴っただけに、西欧民主主義の勝利を祝福する独特の空気が漂う中、パリ講和会議は開催された。

戦争というものは誰もが忌み嫌うものというわけではない。人々に戦争というものが、ただ悲惨で無益で愚かな行為であると思わせることはそうたやすいことではない。戦争終結の直後には、国民の間に排外的ナショナリズムが高揚しており、旧敵国民への憎しみが増幅されているので、戦勝国と戦敗国との間での国民的和解は困難である。フランスは戦争の勝利の結果、アルザス・ロレーヌを取り戻したのであるから戦争を遺憾に思うはずがない。ポーランドやチェコスロヴァキアなど民族自決によって誕生した国は、戦争で帝国が敗れ崩壊した結果、民族独立の夢が叶えられたのであるから、これまた戦

争を遺憾に思うはずがない。ロシア革命で共産主義政権を樹立し、戦争から離脱したソ連は戦後の混乱した社会状況を世界革命の好機到来と考えたのであるから、これまた戦争を遺憾に思うはずがない。それだけに国民和解策をはじめ戦後処理が戦争の再発防止に向けて重要な意味を持つことになる。

第一次世界大戦後のパリ講和会議では、講和の方針をめぐり、二つの基本方針がぶつかり合った。アメリカは立憲主義に基づく国際平和秩序の建設を主張し、民族自決、自由貿易と通商の自由、公開外交、国際連盟を中心にした自由で民主的な国際秩序の構築を主張した。一方、イギリスとフランスは、昔ながらの懲罰的な講和を望み、ドイツが再興し、再び強国にならないようにとドイツ領土の分割、賠償金の取り立て、武装解除など昔ながらの戦後処理を主張した。

(2) 人種平等原則

ところで講和会議で五大国の一つに列せられた日本政府が、国際連盟規約の中に人種平等原則を盛り込むことを提案したことはあまり知られていない。その背景は次のようになる。西欧国際社会の「文明基準」を満たすことに努め、しかも日清戦争、日露戦争

で勝利を取めた日本には「一等国」としての自負があった。ところが一九世紀末から日本人の海外移住が始まるが、アメリカのカリフォルニア州、カナダの西海岸、オーストラリアなど移住先で日本人移民は人種差別を受け、さらには排日移民規制に遭遇すらした。国家は一等国の地位を獲得したが、国民は二等国、二流国民の扱いであった。それ故に人種主義、人種差別を受けず、国家も国民も一等国の名に相応しい地位の保障を求めて、日本代表団はパリ講和会議で人種平等主義の原則を国際連盟規約の盛り込むことを提案したのである。

英米両国は日本提案には賛同せず、なかでも英連邦自治領のオーストラリアは、日本提案に強く反対した。人種平等原則を求める日本提案は採決に持ち込まれ、多数派の支持を得たものの、結局、ウィルソンの一存で最終的には不採択の憂き目にあう。植民地支配がまかり通る時代にあつて人種平等主義の実現など時期尚早であつたのである。実現するのはそれから半世紀後の人種差別撤廃条約（一九六五年採択）を待たねばならなかつた。

(3) 立憲主義型平和秩序の形成

国際平和秩序には、勢力均衡型、覇権型、立憲主義型の三つの方法が考えられよう。人民が民族アイデンティティに目覚め、しかも自由化と民主化が進んだ結果、もはやかつての「ローマ支配による平和」(Pax Romana)、「イギリス支配による平和」(Pax Britannica)のように国家が単独で世界を支配・統治することができるような時代ではなくなった。

世界大戦の後に四つの王朝が崩壊し、国際政治の力関係が大幅に変化しただけに、パリ講和会議では立憲主義型の新たな国際平和秩序の形成が試みられた。立憲主義型の国際平和秩序とは、権力の国際化の制度化を意味する。大国は、自国のパワーを維持しつつも他国が受け入れやすいような国際制度を構築することによって自らのパワー行使を含め諸国のパワー行使に歯止めをかけることで国際平和を維持しようとする制度である。その結果、ヴェルサイユ体制と呼ばれることになる立憲主義型の国際平和秩序は、国際連盟を中心に紛争の平和的解決、人道的、社会的、経済的分野での国際協調体制が形成され、集団安全保障体制も確立された。国際連盟の他にも国際労働機関 (ILO)、常設国際司法裁判所をはじめ一〇以上の国際機構が設立されたのである。

(4) 集団安全保障体制

ヴェルサイユ体制下では二つの国際安全保障制度が設立されている。勢力均衡方式に代わる集団的安全保障体制とマイノリティ（民族）国際保護体制である。

それまで国際平和維持の処方といえ、せいぜい勢力均衡策くらいのものであった。軍事力が拮抗すれば戦争の勝機が見通せない、戦争が抑止されると考えられる。ところが戦争の機械化が進み、軍拡競争に拍車がかかるとやがて勢力均衡は壊れ、そして戦争に発展することになる。このことを第一次世界大戦で経験したのである。一方、全世界を相手にする戦争は勝ち目はないと思わせることで戦争を抑止しようとするのが集団安全保障の原理である。戦争に訴えることを禁止し、国際紛争を平和的に解決することを取り決め、この取り決め違反した場合に集団的な制裁を用意する。もし戦争に訴えればそれこそ圧倒的に優勢である全世界を相手にすることになるという事態をすべての国の指導者に想定させることで、戦争への抑止効果が期待できるはずである。集団安全保障とは、全世界対一国という勢力の不均衡状態を制度的に保障することによって戦争の予防を目指す制度である。

(5) 民族自決とマイノリティ保護

世界大戦後にはロシア帝国、ドイツ帝国、オーストリア・ハンガリー帝国、およびオスマン帝国の四つの帝国が崩壊し、その跡地に民族自決の原則に基づく民族国家が誕生した。旧ロシア帝国領の跡地には民族自決を国家の枠組みの中で実現させた初の連邦制国家であるソビエト社会主義共和国連邦（ソ連）が成立した。民族自決の原則に基づく民族国家の誕生の結果、およそ一億人が欧州に新たに誕生した民族国家の主権者たる「国民」となる一方で、その新しい民族国家の内側におよそ二千五百万人の民族マイノリティが置き去りにされることになった。なかでもポーランドとチェコスロヴァキアの両国は、人口のおよそ三分の一が民族マイノリティである。しかもチェコスロヴァキア、フランス、ポーランド国内には活動的なドイツ系民族マイノリティが存在していた。

民族自決主義が第一次世界大戦後に力を持つようになる。民族マイノリティのさらなる民族自決の動きが心配され、また民族マイノリティの迫害が続けば周辺の大国の人道的干渉を誘発する可能性が高まることも懸念された。それ故にヴェルサイユ条約に基づいてドイツはオーストリアとの統合が禁止され、係争中の国境線の修正は住民投票によって確定されることになった。

(6) 平和のためのマイノリティ国際保護

第一次世界大戦後に集団安全保障による戦争防止策とは別に、もう一つの戦争予防策としてマイノリティ国際保護制度が創設されることになった。

そもそも民族紛争の予防には三つの方策が考えられる。第一に、民族浄化である。民族浄化には、民族マイノリティを一方的に追放する民族浄化、特定の民族集団を殺戮するジェノサイド、国民統合に不要とみなされる民族マイノリティを二国間で交換しあう住民交換、そして民族境界線に合わせた国境の修正変更である。第二に、民族浄化の対極に民族マイノリティの権利を認め、国際社会が民族マイノリティを保護する策である。第三に、特定の民族集団の権利を認めず、非差別、平等の原則に基づく人権の国際保障である。人権と基本的自由をすべての国民に平等に保障することで民族差別を回避し、民族問題の発生を予防しようとする方法である（但し、これは同化政策を認める方法）。バルカンで国家が誕生するたびに「文明基準」としてマイノリティ保護を義務づける歴史があった。第一次世界大戦後、ヴェルサイユ体制下では民族マイノリティ国際保護制度が確立され、それを補強する措置として欧州各地で民族浄化、住民交換が行われ、住民投票に基づく国境修正がなされた。アメリカ大統領ウィルソンは、平和秩序を確立

するためには「世界平和を阻害するようなく乱要因を可能な限り除去せねばならない」と説き、また「世界平和の妨げとなるような不安定要因を放置したまま領土画定を行うわけにはいかない」とも述べているように、平和政策の一環に住民交換が実施されたのである。

マイノリティ国際保護制度とは、国際連盟と常設国際司法裁判所を中心に二国間条約で定められたマイノリティ保護の履行監視を目的とする国際保護制度である。世界大戦の戦勝国と敗戦国との間の講和条約^③、および戦勝国と民族自決で独立した国との二国間マイノリティ保護条約においてマイノリティの権利の保障を取り決めている^④。その他、フィンランド、アルバニア、エストニア、ラトヴィア、リトアニア、イラク国が国際連盟に加盟する際にはマイノリティ保護に関する宣言を行っている。

一連の民族マイノリティ保護条約（条項）で取り決められた民族マイノリティ権利とは、宗教、社会、慈善のための施設および協会を設立する権利、独自の民族言語を使用する権利、特定地域で民族マイノリティの人口割合が大きい場合に当該民族の言語による初等教育を保障する国家義務、教育、宗教、または慈善目的の活動のために公的資金援助を行う国家義務を取り決めた。

(7) 国際平和のための住民（民族）交換

最後に、民族紛争の解決策として第一次世界大戦の前後に実施された住民交換についてみてみよう。住民交換は平和創造の一環として双方向で行われる民族浄化である。保護するよりも、いっそのこと民族マイノリティを排除すれば国際干渉の恐れも、民族の自決の恐れもなくなるので、それはそれで民族紛争の抜本的な予防策となるはずである。

外交文書における「住民交換」の用語の最初の使用例は、第二次バルカン戦争後にオスマン帝国とブルガリアの間で締結された住民交換協定（一九一三年十一月）にさかのぼる。同協定では、両国の国境から一五キロメートル以内に居住する相手国の民族マイノリティを交換することが決定され、ブルガリアのおよそ四万九千人のムスリムと、オスマン帝国領トラキアの四万五千人のブルガリア人が交換されることになった。しかし、その後、トルコが第一次世界大戦に参戦したために協定の取り決めが実行に移されることはなかった。第一次世界大戦後にはブルガリアとギリシャとの間で住民交換協定（一九二〇年十一月）に基づき両国および中立国から構成される委員会の主導で、民族マイノリティを交換した例もある。一九一八年時点ですでに七万人のブルガリア人がギリシャの支配地から自主的に避難していたが、上述のブルガリア・ギリシャ住民交換協定

に基づき、ギリシヤのブルガリア人十二万人以上がブルガリアに移住し、ブルガリア黒海沿岸地方のギリシヤ人およそ四万六千人がギリシヤへ移住し、その結果、一九三〇年には住民交換が完了する。

(8) トルコとギリシヤの思惑

歴史上、最大規模の住民交換はギリシヤとトルコ間において双方向で行われたおよそ百六〇万人に上る住民交換である。同住民交換は国際監視下で行われ、しかも住民の再定住に大国が関与し援助を行う最初の例でもあった。その背景には双方に現実的かつ経済的な利点があった。すでに世界大戦前夜の一九一四年にはトルコとギリシヤの両国政府の間で住民交換に関する両国合同委員会が設置され、住民交換に関する交渉が開始されていた。ところが大戦中は交渉が中断し、大戦後に両国の住民交換交渉が再開された。しかしながらギリシヤ・トルコ戦争が勃発し、状況は一変する。ギリシヤがトルコの内乱に乗じて一九一九年五月、西アナトリアのイズミルに上陸した。一方、ケマル・アタチュルクが率いる民族解放軍によってオスマン朝が廃止され、トルコ政局が混乱に陥る中、ギリシヤは西アナトリアに侵攻したもののケマル・アタチュルクが率いるトルコ軍

の反撃にあい、二二年夏にギリシヤはこの戦争に敗北した。

この時点でアナトリアのギリシヤ正教徒およそ八〇万人、および東トラキアの二〇万人のギリシヤ正教徒がすでにギリシヤへ避難していた。さらに住民交換協定に基づきアナトリアに残る一九万人のギリシヤ人、およびギリシヤのムスリム三八万八千人がトルコへ移動させられたのである。合計百六〇万人にも上るこうした大規模の住民交換を提案したのは大戦中に難民救済において貢献したF・ナンセンである。

トルコとギリシヤ両国の住民交換の合意の背景には戦後復興をにらんだ経済対策という現実的な面があった。両国が住民交換に合意したのは両国の経済的利益が一致したからである。トルコ側は、大ギリシヤ主義による失地回復主義を恐れるあまり、すでに避難しているギリシヤ人難民のトルコ帰還に同意するはずがなく、それどころかトルコ領に残るギリシヤ人を追放したいと考えていた。ところがギリシヤ人がトルコから避難した結果、東部アナトリアは荒廃し、各地の村落は農業経営の人手不足に悩まされ、問題解決のためにギリシヤからトルコ人の移住を求めたのである。

一方、ギリシヤ側からすればトルコからのギリシヤ難民の受け入れ対策の一環に、トルコ人を追放したいと考えていた。アナトリアから避難してきたギリシヤ人難民百万人

のトルコへの送還はありえないだけに、ギリシャ人難民の収容施設を必要とした。それ故にギリシャの国内ムスリムを追放することに同意したのである。ここに両者の思惑と利害が一致し、住民交換協定が成立したのである。

大国の指導者は、可能な限り単一の民族国家を建設することこそ平和の礎であると考えられた時代性に鑑み、住民交換を積極的に評価した。

4 第一次世界大戦とは何であったのか

第一次世界大戦とは何であったのか。大戦の前後を通して何が変わったのか。大きな変化は、第一に、戦争の機械化が進んだ結果、戦争は総力戦となり、戦争の遂行において戦闘員と非戦闘員の区分をなすことができなほほどの大戦となった。第一次世界大戦は初の総力戦となった。第二に、立憲主義的な国際平和秩序の形成において転換期となった。大戦後に秘密外交の廃止と国際連盟の条約登録制度が確立され、また平和の処方箋が軍縮による平和、相互理解による平和など新しい平和の処方箋をみたのも第一次世界大戦を契機とする。それに加え、国際連盟の設立、紛争の平和的解決と常設国際司法裁判所の設立、集団的安全保障体制の形成などを通じて、権力の国際化による国際安全

保障の取り組みが始まったのも、第一次世界大戦を契機とする。その意味で、第一次世界大戦は、勢力均衡の平和から立憲主義的国際平和秩序形成に向けた転換期に位置付けることができよう。第三に、第一次世界大戦は、その戦後処理問題で禍根を残し、それが次の第二次世界大戦の原因を宿すことになった。ドイツに天文学的数字とも呼ばれたほどの過大な賠償金が課せられ、また領土割譲が余儀なくされた。しかも、時折しも民族自決主義が渦巻くなか、各地に取り残されたドイツ系民族マイノリティのナシヨナリズムが高揚し、それがヒトラー政権の未回収地回復運動を口実にした侵略戦争の原因となったのである。

そして第四に、第一次世界大戦は、欧州の凋落と、国際社会の脱欧州化の始まりのきっかけとなった。欧州の凋落はだれの目にも明らかで、新興大国の米ソが蚊帳の外にあつたことが欧州国際社会の凋落を早めた。同時に、そのソ連に共産党政権が誕生し、国際関係のイデオロギー化が始まるのも第一次世界大戦を契機とする。

主要参考文献

唐渡晃弘『国民主権と民族自決―第一次大戦中の言説の変化とフランス』木鐸社、二〇〇三年。

吉川元『民族自決の果てに—マイノリティをめぐる国際安全保障』有信堂高文社、二〇〇九年。
吉川元『国際平和とは何か—人間の安全を脅かす平和秩序の逆説』中央公論新社、二〇一五年。
ポール・ケネディ（鈴木主税訳）『大国の興亡』上下二巻、草思社、一九九三年。

Dower, John W. *War without Mercy*, New York: Pantheon Books, 1986.

Robinson, Jacob. *Were the Minorities Treaties a Failure?* New York: Antin Press, 1943.

Shimazu, Naoko. *Japan, Race and Equality*. London: Routledge, 2009.

註

(1) 国際連盟の委員会で日本案は投票にかけられ、一七票中の、日本(二票)、フランス(二票)、イタリア(二票)、ブラジル(一票)、中国(一票)、ギリシャ(一票)、セルビア(一票)、チェコスロヴァキア(一票)の合計十一票が支持票であった。しかしながら、議長
のウイルソンは、全会一致でなかったことを理由に提案を退けた(Shimazu 2009: 30)。

(2) ポーランド共和国、ハンガリー共和国、チェコスロヴァキア共和国が分離独立した後、残った地域がオーストリア共和国になった。クロアチア、スロヴェニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナがセルビア、モンテネグロと合体してセルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国として誕生する(一九二九年に「南スラヴ人」を意味する「ユーゴスラヴィア王国」へ改称)。ロシア帝国からフィンランド、エストニア、ラトビア、リトア

ニア、およびアルメニア、グルジア、アゼルバイジャンのコーカサス三国は民族独立を達成するが、結局、ソ連に併合される。

(3) オーストリアとの間のサンジェルマン条約（一九一九年九月）、ハンガリーとの間のトリアノン条約（一九二〇年六月）、トルコとの間のローザンヌ条約（一九二三年七月）、ブルガリアとの間のヌイイ条約（一九一九年十一月）がある。

(4) ポーランドとの間のマイノリティ保護条約（一九一九年六月）、チェコスロヴァキアとの間のマイノリティ保護条約（一九一九年九月）、ルーマニアとの間のマイノリティ保護条約（一九一九年十二月）、ギリシャとの間のマイノリティ保護条約（一九二〇年八月）、セルビア・クロアチア・スロヴェニアとの間のマイノリティ保護条約（一九一九年九月）がある。一九一九年から三四年にかけて二五条約の二国間のマイノリティ保護条約が批准されたが、その内、九条約は国際連盟の協力で講和条約の一部をなし、すべてパリ講和会議から五年以内（一九二四年）に批准されたものである。残りの一六条約は二国間条約で一九一九年から三四年にかけて批准された（Robinson 1943 : 57-58）。